

(様式 8 - 1)

さいたま市告示第 1 3 4 9 号

さいたま都市計画事業宮前土地区画整理事業の事業計画(第 1 回変更)を土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 3 9 条第 2 項で準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和 3 0 年政令第 4 7 号)第 3 条の規定に基づき、下記事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外について意見のある利害関係者は、令和 7 年 9 月 1 4 日(日)までにさいたま市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 1 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

記

1. 縦 覧 期 間

令和 7 年 8 月 1 8 日(月)から令和 7 年 8 月 3 1 日(日)まで

2. 縦 覧 時 間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3. 縦 覧 場 所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市役所 経済局 商工観光部 産業展開推進課内